

令和4年度（2022年度）
港区教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価
（令和3年度分）

報 告 書

令和5年（2023年）1月

港 区 教 育 委 員 会

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

目 次

1	点検及び評価の実施目的	1
2	点検及び評価の視点	1
3	点検及び評価の実施方法	1
4	令和4年度点検及び評価実施概要	3
5	令和4年度点検及び評価対象事業	4
6	点検及び評価結果	
	事業1 小学校入学前教育の充実	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性	5
	評価委員の意見	7
	事業2 教員の負担軽減の推進	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性	9
	評価委員の意見	11
	事業3 生涯学習講座提供事業（まなび屋）の充実	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性	13
	評価委員の意見	15
	事業4 総合型地域スポーツ・文化クラブ（スポーカル）の活性化	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性	17
	評価委員の意見	19
	事業5 学校図書館との情報交換の促進	
	教育委員会評価及び今後の取組の方向性	21
	評価委員の意見	23

7 資料

資料Ⅰ	点検及び評価の経過	25
資料Ⅱ	評価委員	25
資料Ⅲ	実施要綱	26

1 点検及び評価の実施目的

点検及び評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、教育委員会が行う事務について執行状況の点検及び評価を行い、その結果を区民に公表することにより、区民への説明責任を果たすとともに、区民に信頼される教育行政を推進することを目的として実施する。

2 点検及び評価の視点

教育分野における事業においては、効果がすぐに目に見えて現れないものもあることから、中長期的な視点で重点的、先駆的に実施すべきテーマに特化した点検・評価を実施し、教育の質の向上に活用するものである。

令和 4 年度の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながら、どのような事業に取り組んだのかについての視点も取り入れて点検・評価を実施する。

3 点検及び評価の実施方法

(1) 点検及び評価の対象

「港区学校教育推進計画」「港区生涯学習推進計画」「港区スポーツ推進計画」「港区立図書館サービス推進計画」（令和 3 年度～令和 8 年度）の各計画において掲げる、基本目標のもとに体系化された施策に基づき実施する事業を対象とし、前年度に実施した事業について点検及び評価を行う（※）。

※令和 4 年度は、令和 3 年度に実施した事業について点検及び評価を行う。

(2) 点検及び評価対象事業の決定方法

特徴的・先駆的である取組であることや昨今の社会情勢等を考慮しつつ、点検及び評価の対象としてふさわしい事業を評価委員の意見を踏まえ、教育委員会において決定する。

(3) 評価シートの作成

教育委員会で決定した点検及び評価対象事業（以下「評価対象事業」という。）について、評価シートを作成する。

教育委員会事務局による評価については、「成果」「有効性」「効率性」の視点から点検・評価し、評価の理由に加えて課題、問題点を記載する。

また、項目別評価基準については、事業内容を計画どおり実施している場合は評価 3 で評価する。事業内容が計画以上に成果を上げている場合、事業の取組が施策の推進に寄与（適合）し、計画達成に向けて有効な取組となっている場合及び適切な手法・手段により事業が実施され効率性が高い場合は、評価 4 又は 5 で評価するものとする。

(項目別評価基準)

5：極めて高い 4：高い 3：普通 2：低い 1：極めて低い

(総合評価基準)

	定義【考え方】
拡充	対象者の範囲やサービス内容等の量の拡大又は質の充実を行って実施していくべきもので、事業の所管課が予算の増額を伴う事業の見直しを行うもの 【考え方】区民ニーズの増加などから、事業規模や範囲の拡大・充実の必要性があるものについて「拡充」と評価します。
継続	同様の事業内容で実施していくべきもの 【考え方】次年度も今年度と同様の事業内容（現状維持）で実施していくものについて「継続」と評価します。
改善	事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要があるもの 【考え方】社会状況や区民ニーズの変化により、事業内容を見直す必要があるものについて「改善」と評価します。なお、コロナ禍の影響を受けて事業を見直す場合も「改善」とします。
廃止	事業の必要性がないため廃止すべきもの 【考え方】事業が当初の目的を達成し、継続する必要のない場合、社会状況や区民ニーズの変化により必要性が無くなった場合は「廃止」と評価します。

(4) 評価の実施

評価対象事業の評価シートをもとに評価委員からいただいた意見を踏まえ、評価対象事業に対する教育委員会の評価及び今後の取組の方向性を示す。

評価委員から評価及び意見を受けるに当たっては、評価委員に対して事業の内容を説明する。

(5) 報告及び公表

点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を港区議会へ報告するとともに、区民に公表する。

(6) 事後点検による評価の活用

前年度の報告書でまとめた今後の取組の方向性について、取組状況の確認を行い報告する。

令和4年度点検及び評価実施概要

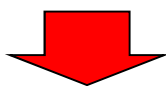
港区教育ビジョン
～すべての人の学びを支え つなぎ 生かす～

【4つの個別計画】

港区学校教育推進計画	港区生涯学習推進計画
港区スポーツ推進計画	港区立図書館サービス推進計画

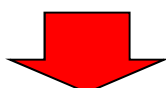
① 評価対象事業の決定

特徴的・先駆的である取組であることや昨今の社会情勢等を考慮しつつ、評価対象としてふさわしい事業を評価委員の意見を踏まえ、教育委員会において決定する。

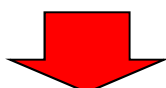


② 評価シートの作成

教育委員会で決定した評価対象事業について、評価シートを作成する。



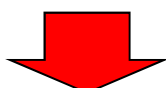
③ 評価シートをもとに評価委員による評価



④ 評価委員と教育委員との意見交換



⑤ 教育委員会による評価及び今後の取組の方向性を決定



⑥ 今後の取組の方向性に対する取組状況の確認・報告

令和4年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 対象事業

4計画 施策一覧 No.	計画名	施策名	対象事業名	この施策（対象事業）を選んだ理由	担当課
6	学校教育推進計画	幼・小中一貫教育の推進	小学校入学前教育の充実	選定の視点：今日的な事業 現行の学校教育推進計画では、小学校入学前教育カリキュラムを活用し、保護者のニーズや地域、施設の状況などを踏まえ、公私立幼稚園全体で幼稚園の受け入れ体制と預かり保育の充実に取り組んでいます。しかしながら、幼稚園へ入園する幼児の全体数が減少傾向にあり、今後ますます幼稚園の魅力を高め、未就園児の保護者にその魅力を発信していくことが求められていることから本事業を選定しました。	教育指導担当
11	学校教育推進計画	学校の教育力の向上	教員の負担軽減の推進	選定の視点：今日的な事業 平成30年度に策定した「港区教職員の働き方改革実施計画」について、令和3年度からは学校教育推進計画の本事業に移行し、引き続き教員の負担軽減のための取組を推進してきました。初年度の取組状況を点検し、より効果的に事業を展開していくため本事業を選定しました。	教育人事企画課
19	生涯学習推進計画	学びの成果を生かす機会の提供	生涯学習講座提供事業（まなび屋）の充実	選定の視点：今日的な事業 まなび屋は、知識や技能を身につけた区民等が教えたい講座を区に登録し、学びたい区民等の3人以上のグループの依頼に応じてボランティアで講座を実施する事業です。令和4年4月1日現在、86講座の登録があり、登録期間は登録年度を含む3年間です。 新型コロナウイルス感染症拡大前の平成30年度は144件、令和元年度は122件の利用がありましたが、実施依頼がなく利用のないまま登録期間が終了する講座もあります。また、事業を開始した平成14年度と比較して、現在は、YouTubeなどで様々な生涯学習動画を容易に発信できるとともに、受講する側も手軽に視聴可能となっています。 そのため、今後の事業の方向性を検討する必要があることから、本事業を選定しました。	生涯学習 スポーツ振興課
30	スポーツ推進計画	地域スポーツ団体等の支援と充実	総合型地域スポーツ・文化クラブ（スポーカル）の活性化	選定の視点：今日的な事業 スポーカルは、「多種目」、「多世代」、「多様な技術や技能」に合わせて継続的にスポーツを楽しむことができる自主運営のスポーツクラブで、地域コミュニティの活性化の核となることを目的としています。 区内においては、平成19年にスポーカル六本木、平成23年にスポーカル高松、令和元年にスポーカル青山が設立され、令和5年度にはスポーカル三田が立ち上がる予定です。 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されたことに伴い高まったスポーツに対する関心を地域に根付かせ、より一層、スポーカル活動の活性化及び地域との連携強化が必要であることから、本事業を選定しました。	生涯学習 スポーツ振興課
54	図書館サービス推進計画	学校図書館の支援推進	学校図書館との情報交換の促進	選定の視点：今日的な事業 学校図書館等における読書活動支援を目的として、学校職員等が資料を選定する際の参考にできるように、出版社が参加する資料展示会を開催しました。令和3年度は、参加対象を拡大して実施しました。 学校図書館の関係者とは定期的に情報交換会を実施しており、区立図書館と学校図書館との間での情報共有と連携を進めています。 学校図書館との情報交換を進めることにより区立図書館でのサービス向上につなげていくため、本事業を選定しました。	図書文化財課

計上計画等種別	年度版			
港区基本計画	R3~R8	217		
港区学校教育推進計画	R3~R8	80		
港区の教育	R3	71		

事業名	小学校入学前教育の充実			
評価対象事業年度	令和3年度	事業開始年度	平成25年度	
所属	教育委員会事務局学校教育部教育指導担当			

事業概要	
事業の目的	小学校入学前教育の充実に向けて、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校が連携・協力することにより、港区の幼児教育全体の質の向上を図ります。
事業の対象	港区内の公私立保育園、幼稚園、認定こども園及び区立小学校の保育士・教員 港区内に在住する全ての3～5歳児保護者
事業の内容 (進捗状況)	<ol style="list-style-type: none"> 小学校入学前教育カリキュラムの活用 「育ちと学びをつなぐ 小学校入学前教育カリキュラム みなときっずなび」(令和2年3月改訂)及び「5歳児指導ポイント集」(平成28年3月策定)を全公私立保育園、幼稚園、認定こども園及び区立小学校で活用します。 家庭教育の支援 小学校生活に向けて、家庭で大切にしていきたいことをまとめた家庭用リーフレット「みなときっずなび」(令和2年4月改訂)を5歳児の全家庭に、3・4歳児の健やかな発達や成長につながるように「育ちと学びをつなぐ 家庭で大切にしたいことハンドブック」(令和3年3月改訂)を3・4歳児の全家庭に配付します。 保幼小合同研修会の実施 小学校区域毎に保育士、幼稚園・小学校の教員の合同研修会を開催します。 港区保育園・幼稚園・小学校連絡協議会の開催 公私立保育園、公私立幼稚園、区立小学校の代表者等が、保幼小連携に関わる課題について共有し、課題の解決に向けた協議を行います。
根拠法令等	港区小学校入学前教育等検討委員会設置要綱 港区保育園・幼稚園・小学校連絡協議会設置要綱

事業実績	
実績・成果 ※特にコロナ禍での取組がある場合は具体的に記入	<ol style="list-style-type: none"> 小学校入学前教育カリキュラムの活用 <ol style="list-style-type: none"> 区内全園・校で小学校入学前教育カリキュラムを活用した実践を行うとともに、カリキュラムに関連した幼児教育研修会(講演会)を令和4年1月に実施しました。オンライン開催にしたことで参加者が増加し、感想用紙提出者の約87%(122名中106名)が、「内発的動機付けを意識した関わりを増やす」「幼児期の経験を踏まえたスタートカリキュラムを再構成する」等、今後に生かしたいことを具体的に記述していました。 (令和3年度参加者:保育士、幼稚園・小学校教員計138名 令和2年度参加者:同67名) 小学校入学前教育カリキュラム(令和2年3月改訂)の改訂内容を踏まえ、記載内容をより充実させた5歳児指導ポイント集改訂版(令和4年3月改訂)を作成し、区内全園に配布しました。 家庭教育の支援 <ol style="list-style-type: none"> 「みなときっずなび」、「家庭で大切にしたいことハンドブック」を対象となる全家庭に配布しました。 「みなときっずなび」、「家庭で大切にしたいことハンドブック」のさらなる活用を園や家庭に促すための方策として、令和4年度の配布時に同送する活用例を紹介した資料を新たに作成しました。 保幼小合同研修会の開催 オンラインでの開催や、録画した保育・授業を基にした協議等、コロナ禍においても各小学校区域で工夫して研修会を実施しました。全区域の記録用紙に、「幼児・児童理解や保幼小の相互理解が深まった」旨の記述がありました。 (令和3年度参加者:保育士、幼稚園・小学校教員計302名 令和2年度参加者:同184名) 港区保育園・幼稚園・小学校連絡協議会の開催 「保幼小連絡コーディネーター協議会」の新設など、保幼小連携のさらなる推進について協議しました。

事業費の状況(単位:千円)											
年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
令和2年度	694	694					279		973	973	100.00%
令和3年度	1,558	1,558					946		2,504	2,463	98.36%
令和4年度	156	156					-	-	-	-	-
事業費から見た事業の状況	事業費の使途は、各種研修会の報償費と「みなときっずなび」、「家庭で大切にしたいことハンドブック」の印刷製本費となっています。刊行物を電子データに移行する全庁的な方向性があることから、今後は印刷製本費に予算が付かなくなる可能性があり、「みなときっずなび」、「家庭で大切にしたいことハンドブック」の配布について検討する必要があります。										

所管課による項目別自己評価			
項目	自己評価	第3回会議後評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	5	5	幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、幼児期の育ちと学びが、小学校以降の生活や学習の基盤となることから、公立私立、施設類型を問わず、区として小学校入学前教育を充実させることは大変重要です。保育士・教員の資質向上や家庭教育の支援、保幼小連携のさらなる推進を目指す本事業は、事業目的に適合しています。
事業の効果性	4	4	小学校入学前教育カリキュラムの活用等により、5歳児への指導が充実し、小学校のスタートカリキュラムが工夫されて、「小1問題」の発生を未然に防いでいます。幼児教育研修会や保幼小合同研修会等の実施により、保幼小の相互理解の深まりや連携・交流の推進、保育士・教員の指導力向上などに効果があったことが、研修記録や受講者感想用紙から見て取れます。
手法の効率性	3	3	区立園・校を中心にオンライン環境が整ったことにより、研修会への参加者が増加し、研修方法や交流活動の工夫も生まれています。一方、保幼小合同研修会の内容の充実度については、小学校区域によって差があります。また、「みなときっずなび」、「家庭で大切にしたいことハンドブック」の配布については、各園の保護者会等での活用事例はあるものの、配布後の家庭での活用状況が把握できていないことが課題となっています。
区が実施する妥当性	5	5	私立園においては、各々の建学の精神や方針の下に多様な保育が展開されており、新設の保育園も増えています。区が小学校入学前教育のスタンダードを示し、研修会を実施することや、相互理解の機会をつくることは、区の幼児教育全体の質の向上や小学校教育への円滑な接続のために不可欠であると考えます。
事業継続の必要性	5	5	幼児期の教育へのニーズや重要性は、今後益々高まっていくと考えられることから、引き続き、小学校入学前教育の充実に向けて、保育士・教員の資質向上や家庭教育の支援、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校の連携・協力を強力に推進していく必要があります。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 (所管課による自己評価)	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 廃止
	1 小学校入学前教育カリキュラムの活用によって、5歳児～小学校入門期の教育が充実しています。公立私立、施設類型の違いに関係なく、どの幼児にも豊かな学びを保障するために、引き続き小学校入学前教育カリキュラムの活用を継続するとともに、改訂した5歳児指導ポイント集の活用を促進することが必要です。 2 今後、「みなときっずなび」、「家庭で大切にしたいことハンドブック」配布後の活用状況について把握し、活用を促す方策を検討する必要があります。また、紙冊子から電子データへの移行、電子データの配信方法等についても検討が必要です。 3 コロナ禍においても、各小学校区域で方法を工夫して実施し、参加者も増加しています。今後は研修内容や協議の質をさらに向上させるための方策について検討が必要です。 4 各小学校区域での保幼小連携を促進するための「保幼小連絡コーディネーター協議会」の新設や、5歳児指導ポイント集の改訂、「家庭で大切にしたいことハンドブック」の活用の工夫等について協議し、作業を進めました。今後は、家庭教育の支援や保幼小合同研修会の開催等における課題の解決策について検討が必要です。
二次評価 (教育委員会による評価)	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 廃止
	1 公立私立、施設類型の違いに関係なく、どの幼児にも豊かな学びを保障するために、引き続き小学校入学前教育カリキュラムの活用を継続することは重要です。今後、保育園、幼稚園には、5歳児指導ポイント集の活用を促進する取組、小学校には、管理職や第1学年担当者をはじめとして教員の幼児期の教育への理解をより深める取組が必要です。 2 「みなときっずなび」、「家庭で大切にしたいことハンドブック」配布後の活用状況についての調査結果を基に、園や保護者により活用してもらうための方策を検討する必要があります。また、調査では10%程度だった電子データ配信の保護者閲覧率を向上させるための工夫も必要です。 3 小学校区域によって保幼小合同研修会の内容の充実度に差があります。その原因を分析し、どの小学校区域においても研修が充実するような支援をする必要があります。 4 「保幼小連絡コーディネーター協議会」の新設など、小学校入学前教育の充実に資する協議をしました。今後は、上記1～3の課題を解決するための具体的な取組や、取組後の評価について協議することが求められます。

(総合評価基準)

拡充：事業内容（規模や範囲等）の拡大や充実の必要性があるもの

継続：同様の事業内容で実施していくべきもの

改善：事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止：事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
1 小学校入学前教育カリキュラムの活用 5歳児指導ポイント集の活用状況調査の結果を基に、保育者がより見やすく理解しやすいレイアウトへの変更や写真の追加などの小改訂を行い、園長会や幼児教育研修会等で周知して活用を促進します。 また、小学校長会や保幼小合同研修会などの機会をとおして、本カリキュラムやスタートカリキュラムの重要性について改めて周知し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する教員の理解や意識の向上を図ります。
2 家庭教育の支援 園長会等をおして各園に、保護者会や配布物等で「みなときっずなび」「家庭で大切にしたいことハンドブック」を活用することを促し、保護者が本資料の内容により関心をもてるようにします。併せて、ホームページやTwitterを活用し、広く周知していきます。 また、紙面のPDF化だけではなく、ハンドブック等の内容をより具体的に理解できるような動画の作成など、電子データでの配信を前提とした改訂について検討します。
3 保幼小合同研修会の実施 年度当初の「保幼小連絡コーディネーター協議会」において、各小学校区域の取組や課題について協議し、好事例を共有して自区域の合同研修会や交流活動等に生かせるようにします。各区域の特色を生かしつつ、区全体の保幼小連携の質的向上を目指します。 また、各小学校が作成したスタートカリキュラムを保育園、幼稚園と共有し、保幼小の相互理解のさらなる促進を図ります。
4 港区保育園・幼稚園・小学校連絡協議会の開催 「保幼小連絡コーディネーター協議会」で協議する内容や、「家庭で大切にしたいことハンドブック」の電子データ配信の工夫など、小学校入学前教育の充実についての協議を、引き続き充実させます。

「小学校入学前教育の充実」に関する意見

評価委員名： 末松 裕基

・さまざまな家庭環境を有す子どもが増えている中、保幼小連携に関わる課題について共有し、課題解決に向けた協議を試みる本事業は重要な取り組みだと考えます。

・保幼小における教職員同士や、教員-保護者という関係性に加えて、多職種や様々な専門家、地域など、さらにココに広がる関係者の連携関係の構築が今後も課題となると言えます。

・保幼小連絡コーディネーター協議会などにおいて、そのような多職種・専門家との連携・協力を、より一層意識した取り組みが今後も重要になると思います。

評価委員名： 輿水 かおり

・小学校入学前教育の充実については、国の方針としても強く打ち出されており、これからの人づくり・国づくりの重要な柱の一つと考えます。港区は、区立幼稚園を中心に幼児教育の充実推進に力を注いでこられた経緯もあり、本事業に期待しています。

・小学校教育への円滑な接続は、送る側・受ける側双方の保育・教育内容の相互理解が必須です。小学校入学前教育カリキュラムの活用・保幼小合同研修会の実施・連絡協議会の開催等、様々な啓発努力がなされ、確実に事業実績を上げてきたことを評価します。

・オンライン研修は、勤務形態の多種多様な保育現場にとって、参加体制確保にメリットがあったことは実績からもうかがえます。今後は、対面式の良さとオンラインの利便性を生かしたハイブリット型の研修を企画することが望まれます。課題として挙げられている家庭でのハンドブック等の活用についても、スマホやタブレットで視聴可能なアプローチを検討するなど、学びの形態を工夫することも必要です。

・気になるのは、「小学校区域により差がある」という評価です。幼稚園教育要領や保育指針を見たことがない小学校関係者がまだ多いのではないのでしょうか。管理職と第1学年担当者を対象とした研修会を春休みに企画するなど具体的な策が求められます。

評価委員名： 松尾 哲矢

・本事業は、小学校入学前教育の充実に向けて、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校が連携・協力することにより、港区の幼児教育全体の質の向上を図ることを目的とした重要な取り組みだと評価できます。

○本事業の推進のために以下の課題があるように思われます。

・本事業の推進に向けて、継続的、日常的な保育園・幼稚園・小学校間の連絡協議体制が重要となり、その際に、連絡コーディネーターの役割が大きくなるように思います。その意味で、「保幼小連絡コーディネーター協議会」の新設は大変重要です。その際、協議会が意見交換会の段階から、具体的な課題の共有と課題解決に向けたアイデア、実践に向けた具体的な計画策定やその実践につながる活動に期待したいと思います。また、コーディネーターの取り組みが効率的・効果的に進められるような保育園、幼稚園、小学校の管理職はじめ職員の理解と協力が得られる体制づくりが重要になるように思います。

・私立の保育園、幼稚園、小学校とのさらなる連携を期待したいと思います。
・「みなときっずなび」、「5歳児指導ポイント集」、「家庭で大切にしたいことハンドブック」等の配布のみならず、これらの配布資料とHPなどのWEBとの連動（資料の電子化のみならず、資料の深堀がWEBでできる、あるいは取り組み動画配信等）など、活用に向けてさらに工夫して進めていただきたいと思います。

評価委員名： 鞍馬 裕美

・就学前教育・保育と小学校との連携・接続を進める重要な事業だと思えます。カリキュラム面での充実のみならず、オンラインによる保幼小合同研修会の実施や保幼小連絡コーディネーター協議会の新設など、教職員同士のつながりを強化して多様な情報共有の機会を創出し、あわせて資質能力の向上を促す展開があったと高く評価できます。

・保幼小合同研修会の充実度が、実際には小学校区域によって差が認められたということに関しては、関係者への聞き取りなども含めてその背景を丁寧に分析し、改善へとつなげる必要があると考えます。その際、保育者や教員の視点と、園長や校長等の管理職の視点は異なる面があることを考慮して聞き取りや分析を行っていただければと考えます。

・本事業の推進には、管理職の意識や働きかけが重要です。特に、区立小学校長および区立幼稚園等の園長が適切にリーダーシップを発揮できるよう、管理職研修や情報共有機会のさらなる充実を期待します。

計上計画等種別	年度版		
港区基本計画	R3~R8	221	
港区学校教育推進計画	R3~R8	92	
港区の教育	R4	89	

事業名	教員の負担軽減の推進		
評価対象事業年度	令和3年度	事業開始年度	平成30年度
所属	教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課		

事業概要	
事業の目的	校務の効率化、教員の勤務環境の整備等を行い、教員の負担を軽減することにより、教員が子どもと向き合う時間を確保し、子どもたちの学びの充実に繋がります。
事業の対象	区立幼稚園、小・中学校の全教職員
事業の内容 (進捗状況)	<p>(1)リモートワーク等ICT環境の整備 Office365等を活用したりリモートワークをすべての区立幼稚園、小・中学校が活用できるよう実施体制を整備し、教材作成を行える環境を整備します。</p> <p>(2)校務支援システムの活用 校務支援システムを継続して整備し、校務の効率化をはかることで授業の準備に充てる時間を確保し、教員の事務負担の軽減を図ります。</p> <p>(3)リモート会議の活用 テレビ会議システムの利用を促進し、教員の移動時間や負担を軽減します。また、オンラインによる教員研修や研修内容の動画配信など、教員の出張を減らすことで、授業の準備を充実させる時間を確保します。</p> <p>(4)会計年度任用職員等による人的支援の充実 教員の負担軽減を図り、児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、授業準備や家庭用教材等の印刷、保護者への連絡等をサポートするスクール・サポート・スタッフを各校に配置しています。また、副校長に集中する業務負担を軽減するため、副校長を直接補佐する学校経営支援員を配置しています。</p> <p>(5)部活動指導体制の充実 地域人材等を活用した部活動指導員の確保に取り組むとともに、部活動指導の技術的指導を行う部活動サポートスタッフの活用により指導の充実を図ることで、教職員の部活動に係る負担を軽減します。</p>
根拠法令等	人事院規則15-14

事業実績	
実績・成果 ※特にコロナ禍での取組がある場合は具体的に記入	<p>(1)すべての教員へのOffice365等を活用したりリモートワークの実施体制を整備</p> <p>(2)リモート会議を活用した研修のオンライン化：年間23回（区主催の研修のみ）</p> <p>(3)クラウドを活用した保護者への連絡機能の運用開始：全28校で導入開始</p> <p>(4)会計年度任用職員等による人的支援（令和3年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクール・サポート・スタッフ任用実績 配置校：26校 総時間数：29,495時間（配置人数：53人） ・学校経営支援員任用実績 配置校：8校 総時間数：7,280時間（配置人数：8人） ・学校法律相談の実施：相談回数71回 <p>(5)部活動指導員の活用：全中学校に64名配置</p>

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
令和2年度	154,608	58,498		96,110				-33,064	121,544	109,295	89.92%
令和3年度	192,530	111,951	5,088	75,491				-17,613	174,917	169,710	97.02%
令和4年度	215,317	126,400	2,744	86,173			-	-	-	-	-
事業費から見た事業の状況	<p>教職員の負担を軽減するために、事務局各課において事業を推進しています。平成30年度から令和2年度までは、「港区教職員の働き方改革実施計画」に基づく予算が時限的に計上され、事業を充実し、一定の成果を得ることができました。令和3年度以降は、それまでの取組と成果を踏まえ、事業の必要性を精査した上で予算要求・編成しています。</p>										

所管課による項目別自己評価			
項目	自己評価	第3回会議後評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	5	5	リモートワークや校務支援システムの活用によるICT環境の整備、会計年度任用職員等の活用による人的支援を行うことは、校務の効率化、教員の勤務環境の整備等により教員の負担を軽減し、教員が子どもと向き合う時間を確保し、子どもたちの学びの充実に繋げるという本事業の目的に適合します。
事業の効果性	4	5	校務支援システムやリモート会議等の活用による校務の効率化、スクール・サポート・スタッフなど会計年度任用職員の配置による人的支援の取組は、教員の校務負担を軽減し、時間外労働時間数の縮減等の効果が出ています。
手法の効率性	4	4	ICTの活用、人的支援の充実等による校務の効率化は、教員の負担を軽減する手法として効率性は高いものと認識していますが、今後も引き続き、他自治体の取組等を注視しながら、港区の幼稚園及び小・中学校の実態に適した、より効果的な手法について検討していきます。
区が実施する妥当性	4	4	東京都からスクールサポートスタッフや学校経営支援員など一定の人的支援に対し補助金が支給されていますが、教員の負担軽減を推進することが子どもたちの学びの充実に繋がることから、補助金の対象とならない職においても、区の独自事業として実施を継続する妥当性は高いです。
事業継続の必要性	5	5	慢性的な長時間労働により心身に不調をきたす教員を減らすとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、学びの充実・保障を行うことは極めて重要です。また、教員は激務であるという社会的なイメージを払拭することで、教員を志す優秀な人材が集まり、教育の質のレベルアップに繋がるため、事業継続は必要です。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 (所管課による自己評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	令和2年度までは、「港区教職員の働き方改革実施計画(平成30～令和2年度)」に基づき、業務効率化及び長時間労働者の心のケアなど教員の負担軽減に取り組んできました。 令和3年度に策定した「港区学校教育推進計画(令和3～8年度)」では、教員の負担軽減の推進を重点事業に位置付け、これまでの取組を継続・拡充した事業を展開しています。 令和元年度と令和3年度の教職員の出退勤記録を比較すると、月当たりの平均時間外労働時間数が縮減されています(幼稚園:25.23時間、小学校:33.96時間、中学校:28.43時間)。 学校・園によって時間外労働時間数に差があるため、時間外労働時間数の少ない学校の取組事例を各校園に情報共有するなど、働き方改革への意識向上を引き続き図っていく必要があります。
二次評価 (教育委員会による評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	時間外労働時間が縮減されたことは、大いに喜ぶべきことではありますが、教員のやる気・意欲までも奪ってしまっていないか、ストレスチェックなどと併せて検証していく必要があります。 また、スクールサポートスタッフや学校経営支援員、部活動指導員などが配置されただけで、教員の負担軽減が推進できていると勘違いすることなく、人材が適切に配置され、その後の育成も含めて、より効果が上がる仕組みとしていかなければなりません。 さらに、その人材にとってもやりがいのある働き方・職場になっているのかも確認していく必要があります。 教育にここまでで良いというゴールは無く、さらに継続して教育の質を担保しつつ教職員の働き方改革に取り組んでいかなければならないと考えます。

(総合評価基準)

拡充: 事業内容(規模や範囲等)の拡大や充実の必要性があるもの

継続: 同様の事業内容で実施していくべきもの

改善: 事業内容(規模や範囲等)の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止: 事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
働き方改革が進んでいる中であっても、その時点で教員にとって何が一番の負担になっているのかを見極めていく必要があります。 そして、時間などの数値による経年変化とともに、アンケート等を取ることで意識の変容についても効果検証を行っていく必要があります。 また、意識の変容という点では、保護者に教員の負担軽減策のもつ意味を具体的に伝え、教員に余裕が生まれることで教育の質が高まり、最終的には子どもたちのためになるのだということの理解が得られるよう啓発してまいります。 現在の合理化・適正化の段階から、教員の専門職化や職務の高度化に向けて取り組みを進め、大きな使命のある仕事に誇りと喜びをもって携わることができる教員を育成してまいります。 個別の案件としては、部活動の指導体制の充実が大きな課題となっていくものと考えます。部活動の指導が地域に移行されることによって教員の負担軽減が進む一方で、部活動指導にかかわる指導者の技術指導だけではなく資質能力(生活指導やメンタルの対応など)の育成など、今後の部活動の在り方についても検討してまいります。 さらに、職員室のフリーアドレス化についても、これまでの実施校におけるメリット・デメリットを検証し、今後の導入について検討してまいります。

「教員の負担軽減の推進」に関する意見

評価委員名： 末松 裕基

・教員の負担軽減に向けて、本事業を通じて、職務の合理化、適正化、健全化が進んでいることが確認できます。具体的には研修のオンライン活用や、教員の出張の負担軽減、授業時間準備のための時間の確保などにそれが確認できます。

・現在の合理化・適正化を第1ステージと考えると、今後は、第2ステージとして、教員の専門職化や職務の高度化に向けて、どのような力量形成の方針や手立てを考えていくかが重要になると思います。

・具体的には、物理的な時間の確保に加えて、教職員が自らの仕事や職務のあり方を協議したり、話し合うような環境整備をしたりするなど、職務の質的改善の側面に注視していく必要があると言えます。また、「教員が本来やるべきこと」や教員の使命についても、特に経験年数の浅い教員がさまざまな関係者と語り、模索し合うような時間・機会も確保していく必要があると思います。

評価委員名： 輿水 かおり

・様々な支援システムの導入、人的支援の補強等、港区の「教員の負担軽減の推進」事業は確実に成果を上げていると評価します。

・多くの教員の元気の源は、子どもたちの前向きな反応であり、それを引き出すためには、一人一人をしっかりと知ることです。そのうえで、綿密な計画、効果的な実践・評価、新たな課題に対するさらなる改善が求められます。だからこそ、子どもと向き合う時間が保障されなければいけませんし、授業研究、教材・教具の開発、評価にかかわる時間が必要です。この本務を負担と感じては教員の職務はまっとうされないと 생각합니다。何を削って何に充てるか、基本的な問いかけを忘れてはいけないと思います。職務の見直しを現場から提案するようなルートがあってもよいのではないのでしょうか。

・次の時代を担う子どもたちを育てるといふ大きな使命のある仕事に、誇りと喜びをもって携わる教員を育成したいものです。「港区に行けば、教員本来の仕事がたっぷりできる」という実績を表明して有能な人材を集めてほしいと思います。

評価委員名： 松尾 哲矢

・本事業は、教員の負担を軽減することにより、教員が子どもと向き合う時間を確保し、子どもたちの学びの充実に繋げることを目的とした重要な取り組みだと評価できます。

○本事業の推進のために以下の課題があるように思われます。

・部活動指導体制の充実について

教員の負担軽減等の観点から、国は、2023 年度から3年間をめどに休日の部活動について地域移行化を進めていくことを決定し、各区市町村の動きが活発化しています。この動きは、緊急対応的な対応を含め、恒常的に子どもの学びを支える環境整備を求めるものです。その意味で、地域人材等を活用した部活動指導員の確保、部活動指導の技術的指導を行う部活動サポートスタッフの確保と活用は喫緊の課題といえます。これらの部活動指導にかかわる指導者の資質の担保と向上について、研修制度等の充実が重要となります。また、部活動で指導したい教員の兼職・兼業制度、地域とのパイプ役を担うコーディネーターの配置、金銭的負担に対する補助制度等、考えていくべき課題は多いですが適切に進めていただければと思います。推進にあたっては、生涯学習スポーツ振興課等、関連部署との連携を密にしながら、子どものスポーツや文化ニーズに対応できる体制と制度の構築が求められます。

評価委員名： 鞍馬 裕美

・校務の効率化と人的支援の強化を進めるなかで、教員の負担軽減を図ってきたと高く評価できます。

・人的支援の強化に関しては、スクール・サポート・スタッフや学校経営支援員、部活動指導員など、他の区市をリードする多様な職種の任用実績が認められます。

・一方、スクール・サポート・スタッフ等の充実した人的資源が、真の意味で有効に活用されているのか、また、任用された方々が当初の意欲を維持し、さらには、やりがいを感じながら各学校で活躍しているのかに関しては、今後検証が必要であると考えます。同時に、学校が新たな人材を組織として迎え入れるために必要な環境整備の在り方についても、追究していただきたいです。

・本事業は、優秀な若者を教職に導き、教育の質を高めるうえで極めて重要です。今後も事業の拡充を期待します。

計上計画等種別	年度版		
港区基本計画	R3～R8	290	
港区生涯学習推進計画	R3～R8	57	
港区の教育	R4	115	

事業名	生涯学習講座提供事業（まなび屋）の充実		
評価対象事業年度	令和3年度	事業開始年度	平成14年度
所属	教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課		

事業概要	
事業の目的	学びの成果を生かしたい人が、ボランティア講師として区に登録し、区民等の依頼に応じて学習機会を提供することが目的です。
事業の対象	講座提供者：知識や技能を持つ区民、団体等 利用対象者：3人以上のグループ（半数以上が区内に在住・在勤・在学の人）
事業の内容（進捗状況）	<p>本事業は、生涯学習スポーツ振興課と指定管理施設である生涯学習センター（以下「センター」といいます。）が連携し、実施している事業です。 講座提供者の登録、ホームページ等での周知、パンフレットの印刷、事業実施までの手続き、実績の集計等を両方で役割分担しています。</p> <p><講座提供者> 講座を提供したい知識や技能を持つ区民、団体等は、生涯学習スポーツ振興課又はセンターへ企画書を提出し、書類確認及び面接の上、講座提供者として登録されます。 登録期間は、登録した日の属する年度を含む3年目の年度末までで、引き続き登録を希望する場合は、更新手続きをします。</p> <p>※登録講座の例 着付け、茶道、いけばな、書道、アロマテラピー、語学、ダンス、太極拳等の趣味や教養に関する講座のほか、相続、家族信託、経済・金融等の社会の諸課題等に関する講座があります。</p> <p><受講希望者> 登録講座から希望する講座を選び、生涯学習スポーツ振興課又はセンターへ連絡します。生涯学習スポーツ振興課又はセンターは、講座提供者へ講座提供依頼があったこと及び受講希望者の連絡先を伝えます。その後、講座提供者から受講希望者へ連絡し、実施日時等を調整のうえ、講座を実施します。講座終了後、受講希望者から生涯学習センターへ報告書を提出します。</p>
根拠法令等	港区生涯学習推進計画、港区生涯学習講座提供事業実施要綱、港区生涯学習講座提供事業登録要領

事業実績																
実績・成果 ※特にコロナ禍での取組がある場合は具体的に記入	<p>令和3年度は、紙媒体だけでなく、SNSでの周知を積極的に行い、定期的に講座提供者の募集や講座内容の周知を行いました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、講座利用件数は、令和元年度の約21%でした。 華道、書道に関する講座が、人気が高い傾向にあります。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成29年度</td> <td>登録講座数71講座、利用件数100件、利用者数</td> <td>819人</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>登録講座数80講座、利用件数146件、利用者数</td> <td>1,125人</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>登録講座数86講座、利用件数122件、利用者数</td> <td>951人</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>登録講座数84講座、利用件数10件、利用者数</td> <td>86人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>登録講座数86講座、利用件数26件、利用者数</td> <td>266人</td> </tr> </table>	平成29年度	登録講座数71講座、利用件数100件、利用者数	819人	平成30年度	登録講座数80講座、利用件数146件、利用者数	1,125人	令和元年度	登録講座数86講座、利用件数122件、利用者数	951人	令和2年度	登録講座数84講座、利用件数10件、利用者数	86人	令和3年度	登録講座数86講座、利用件数26件、利用者数	266人
平成29年度	登録講座数71講座、利用件数100件、利用者数	819人														
平成30年度	登録講座数80講座、利用件数146件、利用者数	1,125人														
令和元年度	登録講座数86講座、利用件数122件、利用者数	951人														
令和2年度	登録講座数84講座、利用件数10件、利用者数	86人														
令和3年度	登録講座数86講座、利用件数26件、利用者数	266人														

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
令和2年度	26	26	0	0	0	0	0	0	26	26	100.00%
令和3年度	32	32	0	0	0	0	0	0	32	32	100.00%
令和4年度	29	29	0	0	0	0	-	-	-	-	-
事業費から見た事業の状況	<p>生涯学習スポーツ振興課では、講座提供者の保険料を予算計上しています。ここ数年、利用者は減少していますが、講座提供者数は変動がないため、過去2年間の執行率は100%となっています。 この他、センターではパンフレット作成経費を計上していますが、令和元年度までの年2回発行を、講座内容の変更が少ないこと及び新型コロナウイルス感染症の影響による財政状況を踏まえ、隔年発行としました。（令和2年度当初予算額500千円・決算額250千円・執行率50%、令和3年度予算計上なし。）に変更しています。</p>										

所管課による項目別自己評価			
項目	自己評価	第3回 会議後 評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	5	5	学びの意欲を持った人と教えたい人を繋ぐ本事業は、港区教育ビジョンの教育の基本理念「すべての人の学びを支えつなぎ生かす」に合致しています。また、港区生涯学習推進計画に掲げる区のめざすべき姿「みんなと学びをつなぐまち」にも合致しています。
事業の効果性	4	4	知識や技能を持った講座提供者と、新たな趣味の発見や生活の知恵になるような受講希望者を繋ぐため、講座が成立・実施できた場合は、双方の満足が得られ、事業の効果は高いです。一方で講座登録期間中に一度も成立・実施できない講座もあり、その場合、効果は得られません。
手法の効率性	3	4	現在、全ての講座が対面での実施のみとなっています。コロナ禍において、また、ICT環境が充実したため、今後はオンラインでの講座実施を検討します。
区が実施する妥当性	4	4	事業開始から20年が経過し、コロナ禍を経て、社会情勢は大きく変化しています。YouTube等で誰もが気軽に、生涯学習講座を発信・受講できる一方で、多くの情報の中から信頼できる講座を選択することに、不安や抵抗がある人も多いと推測します。本事業は、講座提供者の学びを還元したいという意欲を高めており、さらに区が実施することで信頼性や安心感を与えられます。また、オンライン講座に不慣れな講座提供者及び受講者に学びの場を提供することができるため、区が実施する妥当性は高いと言えます。
事業継続の必要性	4	4	令和元年度に実施した「港区生涯学習推進計画」の策定に向けたアンケート調査報告書によると、生涯学習で身につけた知識・技能や経験を生かしたい人は63.5%、知識・技能や経験を生かす人と活動の場を結びコーディネーターの充実を求める人は34.5%でした。課題はありますが、学びの成果を生かす機会や仕組みは効果があることから、事業を継続する必要があります。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 (所管課による自己評価)	○ 拡充 ○ 継続 ● 改善 ○ 廃止
	本事業は、講座提供者は自身の知識や技能を他者に還元し、受講希望者は新たな趣味や学びを得ることができ、双方に有効な事業です。 コロナ禍において、また、ICT環境が充実してきていることから、誰もが気軽に学ぶ機会を提供するために、対面だけでなくオンラインでの講座実施を検討します。 また、各講座を周知する機会を新たに設けるなど、講座実施に繋がる支援策を検討します。 以上の理由から、本事業の評価を「改善」とします。
二次評価 (教育委員会による評価)	○ 拡充 ○ 継続 ● 改善 ○ 廃止
	学びたい人と教えたい人のやりがいや生きがいなど、豊かな生き方に繋がる事業です。 YouTube等で様々な生涯学習に関する講座や情報が発信されている中、安心して受講できることが、行政が実施するメリットです。 ただし、活用されていない講座もあるため、内容の見直しや新しい講座登録などの働きかけや、講師同士の交流の場を設けるなど、学びたい人と教えたい人のマッチングを意図的に行うなど良いかもしれません。 また、事業のオンライン化については、オンラインでの受講を苦手とする人もいるため、参集型講座とのバランスが大切です。 効率性や効果性だけにとらわれる必要はありませんが、改善する余地はありますので、本事業の評価を「改善」とします。

(総合評価基準)

拡充：事業内容（規模や範囲等）の拡大や充実の必要性があるもの

継続：同様の事業内容で実施していくべきもの

改善：事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止：事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、落ち込んだ利用者数を増やすためにも、周知方法を工夫するとともに、指定管理者が事業紹介のために実施している登録講座の体験講座を、引き続き実施します。</p> <p>講座登録期間中に1回も利用されていない講座もあるため、「学びたい人」と「教えたい人」を繋ぐ、マッチング制度については、今後の課題として検討します。また、講座提供者の資質向上に向け、講師同士の交流の場の実施についても検討します。</p> <p>事業のオンライン化については、様々な利用者の状況を想定した上で、「学びたい人」と「教えたい人」双方にとって安全で安心して実施・参加できる方法を提示できるよう、慎重に検討を進めます。</p>

「生涯学習講座提供事業（まなび屋）の充実」に関する意見

評価委員名： 末松 裕基

・コロナ禍において、さまざまな事業運営の困難さが生じたであろうことを踏まえると、非常に精力的な取り組みや工夫が本事業によってなされ、その先進性を高く評価できると言えます。

・参加者について、世代などの属性に注目することや、講座提供者同士が交流する機会が今後さらに増えるとよいと思います。特に、世代によって、デジタルやオンラインに対する意識が異なることから、世代間のニーズや新規の参加のしやすさ、高齢者の孤立のリスク回避などが今後も課題になると言えます。

・また、本事業の企画・運営そのものについて、市民の方々から意見やアイデアをもらう機会がもっとあってもよいと思われます。そのような知恵や経験を有す市民の方も多く存在していることが予想され、今後の企画・運営の改善策につながると言えます。

評価委員名： 輿水 かおり

・港区らしい特色のある事業だと思います。事業開始から 20 年、社会情勢も大きく変化しています。その時々で評価改善されてきたのですが、ここコロナ禍においてより一層改善の必要性が出てきたように思います。

・令和 2 年度・3 年度の事業実績が落ち込んでいるという現実を受け止め、もう一度利用者数を 1,000 人規模に戻す具体的な方策が必要だと思います。オンライン講座の実施を検討することはもちろん、気軽に参加できる身近な会場の紹介、学んだことを発表する機会の紹介など、V 字回復のために考えてみることも必要だと思います。「改善」に期待します。

・広報パンフレットも、財政状況を踏まえた隔年発行という努力は評価できます。ただ、紙媒体ではなかなか改訂しにくい場合や、随時更新が難しい内容もあるのではないのでしょうか。ホームページで行っている講座紹介を動画配信するなど、より魅力的にすることも検討要素です。

評価委員名： 松尾 哲矢

・本事業は、講座提供者は自身の知識や技能を他者に還元し、受講者は新たな趣味や学びを得るという双方の学びあいという意味でも有効な事業だと評価できます。

○本事業の推進のために以下の課題があるように思われます。

・講座提供者の区民への見える化と資質の向上

本事業の推進のために講座提供者がどのような人なのか、区民としてお願いするにあたって不安もあるように思われます。このため講座提供者のできる範囲での情報提供に努める必要があります。さらに講座提供者の資質の向上に向けた研修制度、情報提供等の充実を期待したいと思います。

・バンク制度からマッチング制度へ

この仕組みは、バンク制度としての機能を有しているものと思いますが、さらに機能的に実施するためには、「学びたい人」と「教えたい人」をまさに「つなぐ」仕組み、マッチング制度の充実が重要だと思われます。両者をつなぐ方法についてさらに検討、充実させていただきたいと思えます。

評価委員名： 鞍馬 裕美

・幅広い分野の講座が開講されており、区民の生涯学習機会の豊かさが垣間見られます。また、書類審査と面接によって講座提供者の選考も行われることから、区民が安心して講座を受講できる環境にある点も、行政の事業の特質と考えられます。

・現在のところ、全ての講座が対面でのみ実施されていますが、今後はやはりオンラインによる実施という選択肢も視野に入れるとよいと考えます。

・一方、オンラインによる講座の開設および受講を認める場合、さまざまなルールや注意点を想定する必要が生じます。講座開設者用と受講者用とに分けて整理し、相応の準備期間を経て実施することを検討していただければと考えます。

・現在まで、講師同士の交流機会はなかったということですが、新たな方法の模索や事業の発展に向けて、今後は交流機会の創出を期待します。

計上計画等種別	年度版			
港区基本計画	R3～R8	283		
港区スポーツ推進計画	R3～R8	59		
港区の教育	R4	125		

事業名	総合型地域スポーツ・文化クラブ（スポーカル）の活性化			
評価対象事業年度	令和3年度	事業開始年度	平成19年度	
所属	教育委員会事務局教育推進部生涯学習スポーツ振興課			

事業概要	
事業の目的	スポーツを通じた仲間づくり、コミュニティ形成を推進するため、総合型地域スポーツ・文化クラブ（スポーカル）の運営を支援し、活動を活性化することで、スポーカルが地域コミュニティ活性化の核となることを目的としています。
事業の対象	区民等
事業の内容 （進捗状況）	<p>スポーカルは、多種目、多世代、多様な技術や技能に合わせて継続的にスポーツを楽しむことができ、スポーツだけではなく、文化活動も取り入れ、身近な地域でスポーツや文化活動を楽しみながら健康に暮らせるとともに、地域コミュニティの活性化の核となることを目的とした中学校区ごとに設置している自主運営のクラブです。</p> <p>区はスポーカルに対し、設立のための準備を支援するとともに、設立から5年間は補助金を交付しているほか、周知イベントを開催する等、運営を支援しています。また、競技団体等との間に入り、連携事業の実施を推進することで、スポーカル活動のさらなる充実を図っています。</p> <p>現在、区には3つのスポーカルが設置されており、さらに令和5年度には区内4つ目となる（仮称）スポーカル三田の設立が予定され、設立準備委員会を開催するなど準備を進めています。</p> <p>（参考）</p> <p>（1）港区総合型地域スポーツ・文化クラブ六本木（スポーカル六本木）の活動 活動場所 六本木中学校・麻布小学校・南山小学校・東町小学校 種目 テニス・バドミントン・太極拳・和太鼓・サッカー・フラワーアレンジメント等</p> <p>（2）港区総合型地域スポーツ・文化クラブ高松（スポーカル高松）の活動 活動場所 高松中学校・白金小学校・高輪台小学校 種目 バドミントン・卓球・ソフトバレーボール等</p> <p>（3）港区総合型地域スポーツ・文化クラブ青山（スポーカル青山）の活動 活動場所 青山中学校・青山小学校 種目 バドミントン・テニス等</p>
根拠法令等	スポーツ基本法、港区総合型地域スポーツ・文化クラブ設立準備委員会設置要綱、港区総合型地域スポーツ・文化クラブ等補助金交付要綱

事業実績	
実績・成果 ※特にコロナ禍での取組がある場合は具体的に記入	<p>新たにスポーツを通じた地域のつながりを創出するため、令和3年度から、港区バレーボール連盟や港区テニス連盟などの競技団体と連携することで、スポーカル活動の充実を図っています。今後は、スポーカル間の交流機会の創出を検討し、さらなる活性化を図ります。</p> <p>【会員数】</p> <p>（1）スポーカル六本木（平成19年度設立） 令和元年度 399人 令和2年度 329人 令和3年度 348人</p> <p>（2）スポーカル高松（平成23年度設立） 令和元年度 275人 令和2年度 123人 令和3年度 247人</p> <p>（3）スポーカル青山（令和元年度設立） 令和元年度 101人 令和2年度 139人 令和3年度 212人</p> <p>【連携事業数】 令和3年度：4回 （内訳）</p> <p>（1）六本木 2回（港区バレーボール連盟、港区テニス連盟） （2）高松 2回（港区卓球連盟、港区テニス連盟） （3）青山 0回（プロバスケットボールチーム羽田ヴィッキーズとの連携事業を計画したが新型コロナウイルス感染症拡大により中止）</p>

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
令和2年度	2,306	2,306	0	0	0	0	0	0	2,306	1,738	75.37%
令和3年度	2,056	2,056	0	0	0	0	0	0	2,056	2,014	97.96%
令和4年度	2,605	2,605	0	0	0	0	-	-	-	-	-
事業費から見た事業の状況	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により、活動が制限された令和2年度を除き、周知イベントの報償費、補助金共に十分に活用できており、執行率は95%を越えています。</p> <p>今後は令和5年度に（仮称）スポーカル三田の設立が予定されていることから、予算の増額が見込まれます。</p>										

所管課による項目別自己評価			
項目	自己評価	第3回会議後評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	5	5	スポーカルの運営を支援し、活動を活性化することで、スポーカルが地域コミュニティの活性化の核となることを目的とする本事業は、港区スポーツ推進計画に掲げる港区の目指すべき姿「みんなでなくぐむ スポーツ文化都市 みなと ～誰もが生涯を通じてスポーツを楽しみスポーツで元気になるまちをめざして～」に合致しています。
事業の効果性	3	3	周知イベントの開催や競技団体との連携等の運営を支援することにより、各スポーカルの活動が活性化し、会員数が増加していることから、効果性は高いと言えます。一方で、港区スポーツ推進計画では、スポーカル間の交流を推進し、スポーツを通じた地域のつながりを創出する事を目標としていますが、スポーカル間の交流については実施できていません。 今後、スポーカル間の交流事業を検討し、実施することでより効果的な地域コミュニティの活性化を図ります。
手法の効率性	3	3	現在は、区Twitter、区ホームページによる周知や、補助金交付等で運営を支援することで多様なスポーツ、文化活動を安価で提供できています。一方で、補助金交付終了後の運営や後継者の育成については、各スポーカル共通の懸念事項です。そのため、今後は、場所の優先的確保等、他の支援策についても検討します。
区が実施する妥当性	4	4	スポーカルは地域で身近にスポーツや文化活動を楽しむことができる場であり、区が推進するスポーツ振興の一翼を担う存在であるため、行政と地域が一体となって取り組む必要があります。引き続き運営支援を行い、活動の活性化を図ることで地域コミュニティの活性化を図ります。
事業継続の必要性	5	5	地域住民が身近な場所で継続的にスポーツや文化活動を楽しむ場を確保するためには、行政と地域とが一体となって取り組む必要があります。 また、三田地区のスポーツ推進委員会を中心とした地域住民からの要望により、令和5年度に新たなスポーカルの設立が予定されており、引き続き、運営支援、活性化が必要です。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 (所管課による自己評価)	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 廃止
	<p>本事業は、区民が身近な場所で継続的にスポーツや文化活動を行うため、また、地域スポーツの受け皿として有効な事業です。 令和5年には新たに三田地区にスポーカルの設立が予定されていることから、引き続き、運営支援が必要です。周知や、指導員との調整、補助金による運営支援の他、各スポーカルからの要望に応じて、新たな担い手や後継者の育成支援、活動場所の優先確保等の支援策を検討します。 以上の理由から、本事業の評価を「継続」とします。</p>
二次評価 (教育委員会による評価)	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 廃止
	<p>本事業は、地域コミュニティの核として、多世代にわたってスポーツや文化活動を身近な地域で楽しみながら行うことができる有効な事業です。 現在、六本木、高松、青山においてスポーカルが設置され、令和5年には新たに三田においても設立が予定されていますが、さらに他地区での設置を検討する中、スポーツ活動だけでなく、文化活動にもより一層活動の幅を広げ、行政側の支援と地域が一体となり、継続的に活動できるよう支援することが必要です。 以上の理由から、本事業の評価を「継続」とします。</p>

(総合評価基準)

拡充：事業内容（規模や範囲等）の拡大や充実の必要性があるもの

継続：同様の事業内容で実施していくべきもの

改善：事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止：事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
<p>区民が地域で身近にスポーツや文化活動を楽しむことができる場として、補助金交付終了後の運営や後継者の育成、地域の巻き込み方など、スポーカル、地域、行政が一体となり、スポーカルの活動が続けられるよう、引き続き、より良い運営方法を検討していきます。 スポーツ活動だけでなく、文化活動を増やすことについては、既設の3つのスポーカルや、会員に対し、文化活動の実施について意見を伺い、ニーズの把握に努めます。そのうえで、新たな文化活動の実施を検討するよう促します。 合わせて、令和5年度に設立予定の（仮称）スポーカル三田については、設立準備委員会の中で、あらかじめ幅広い文化活動をプログラムに入れることを検討するよう働きかけます。 スポーツや文化活動を通じて、地域コミュニティ活性化を図るスポーカルに求められる役割は、今後より一層大きくなることが予想されることから、スポーカル間の交流や多世代間の交流なども図りながら、地域の核となる事業活動となるよう進めていきます。</p>

「総合型地域スポーツ・文化クラブ（スポーカル）の活性化」

に関する意見

評価委員名： 末松 裕基

- ・本事業には、既存の各機関や関係者の事業運営への関与も確認でき、その先進性が高く評価できます。
- ・事業の持続可能性が今後も検討課題になると言えますが、特に補助金交付終了後の運営について、学校などの施設利用という点での支援に加えて、事業の安定性や公共性をいかに担保していくかが成否を分けるポイントになると思います。
- ・また、市民がサービスの受け手・消費者として位置づくだけでなく、当事者としていかに事業運営に関与していくかも鍵になると言えます。そして、その際、事業運営についての助言、工夫、運営の仕組みのあり方などについて、行政もより一層、積極的に支援・関与していくことが今後も求められると言えます。

評価委員名： 輿水 かおり

- ・港区らしい画期的な事業だと思います。スポーツとカルチャーを融合させたネーミングも魅力的です。アフターコロナの区民活動の起爆剤として活用したいものです。
- ・活発な活動が報告されている既存のスポーカルから、この事業が区民に歓迎されていることがうかがわれます。懸念されている補助金交付終了後の運営や後継者の育成については、関係各方面と十分に協議し早めに具体策を打つことが必要です。先行地域の実績経験を活用して区内全域に広げていくとよいと思います。
- ・スポーカル間の交流については、新規の「スポーカル三田」の設立準備会に既存のスポーカルの代表を入れるなど、意図的な場の設定が望まれるところです。
- ・様々な競技団体との連携は効果的だと思います。ぜひ、オリンピック・パラリンピックのレガシーとして障害者スポーツとの連携も視野に入れた展開を期待します。

評価委員名： 松尾 哲矢

・本事業は、スポーツを通じたコミュニティ形成の拠点として総合型地域スポーツ・文化クラブ（スポーカル）を支援し、地域コミュニティ活性化を目的とした取り組みであり、これから始まる学校部活動の地域移行の受け皿としても期待される重要な事業だと評価できます。

○より充実させるために、以下の課題があるように思われます。

・既存の総合型地域スポーツ・文化クラブの持続可能な運営への支援

これまで3つのスポーカルが創設されていますが、自走に向けた支援、区民の皆さんに開かれた拠点となるような区との連携強化、部活動（運動部活動のみならず文化部活動含む）の受け皿となり得る支援等をさらに進めていく必要があるように思います。

・新しいスポーカル三田（仮称）の設立支援

中心となる人材（コーディネーターの配置含む）の確保、設立準備委員会から創設に向けて、自走を念頭においた支援が重要だと思います。

評価委員名： 鞍馬 裕美

・多様なスポーツ・文化活動が3つの中学校区で展開され、次年度は新たなスポーカルも予定されるなど、事業の拡がりが見えます。利用者の増加が認められ、さらに新たなスポーカルは地域住民の要望に基づき立ち上がってきている点も高く評価できます。

・バレーボール連盟やテニス連盟など、競技団体との連携も進められていますが、一方で、中学校における部活動等との関係性については、今後さらに精査が必要になると考えられます。

・スポーツ・文化活動を行ううえでの適切な場所の確保といった問題に関して、他の区市と比べた場合、費用面等も含めて障害が予想されますが、地域コミュニティの活性化の観点から、さらなる支援の充実を期待します。

計上計画等種別	年度版			
港区基本計画	R3~R8	292		
港区立図書館サービス推進計画	R3~R8	46		

事業名	学校図書館との情報交換の促進			
評価対象事業年度	令和3年度	事業開始年度	令和2年度（展示会）	
所属	教育委員会事務局教育推進部図書文化財課			

事業概要

事業の目的	幼稚園・保育園の図書担当や学校図書館関係者との情報交換を進めることにより、子どもの読書活動を支援するとともに区立図書館での児童・中高生サービスの向上を図ります。
事業の対象	幼稚園・保育園の図書担当、学校図書館関係者、児童・中高生の図書館利用者
事業の内容（進捗状況）	<p>(1) 学校図書館等資料展示会 小・中学校の学校図書館関係者や幼稚園・保育園の職員が絵本、児童書、紙芝居などの資料を適切に選定することができるように、出版社の協力のもとで資料の展示会を開催しています。展示会においては実物を比較しながら選定をすることができ、気に入った資料をその場で参加者が注文することもできます。出版社や区立図書館職員が選書についてのアドバイスをしたり、参加者同士が交流・情報交換をしたりもしています。 参加者からは、「SDGsの本が充実していた」「手洗いを学べる絵本が参考になった」などと好評を得ています。 令和3年度は、従前からの小・中学校に加え、幼稚園・保育園の職員にも対象を拡げて実施しました。参加する出版社も50社を超える規模となっています。</p> <p>(2) 学校図書館の関係者との情報交換 学校図書館関係者が資料展示会や区立図書館の研修に参加したり、学校が団体貸出により区立図書館の資料を活用するなどしているため、区立図書館関係者と学校図書館関係者との間での積極的な情報交換が重要になります。 区立図書館としても、学校図書館関係者の意見を聞くことで、図書館事業の充実や図書館資料の整備など児童・中高生サービス向上のために活かしています。</p>
根拠法令等	子どもの読書活動の推進に関する法律

事業実績

実績・成果 ※特にコロナ禍での取組がある場合は具体的に記入	<p>(1) 学校図書館等資料展示会 参加数 令和2年度 27施設（小中学校20、図書館7） 令和3年度 41施設（保育園（室）8、幼稚園2、小中学校24、図書館7）</p> <p>(2) 学校図書館の関係者との情報交換 定例会（月1回） 参加者：図書文化財課、教育人事企画課、学校司書 内容例：区立図書館における小中学生向け事業について 部門研修のテーマについて</p>
----------------------------------	--

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率(%)
令和元年度 (平成31年度)	0								0	0	
令和2年度 (平成32年度)	0								0	0	
令和3年度	0						-	-	-	-	-

事業費から見た事業の状況	事業費なし
--------------	-------

所管課による項目別自己評価			
項目	自己評価	第3回会議後評価	評価の理由・コメント
事業目的の適合性	5	5	情報交換を継続的に実施していくことは、子どもの読書活動の推進と図書館サービスの向上につながるため、目的に合致しています。
事業の効果性	4	4	令和2年度から令和3年度にかけて、展示会の参加対象者を拡大して実施したことにより、参加施設数が大幅に増加し、参加者からも好評を得ています。
手法の効率性	4	4	展示会に関しては、出版社の協力のもとで実施することにより、参加者が効果的な選定を実施できます。情報交換については、関係者が定期的に顔を合わせることで必要な情報共有と意見交換ができています。
区が実施する妥当性	4	4	展示会に関しては、特に児童図書においては様々なブックフェアも開催されていますが、区が主催して区内で開催できることにより、区の施設の職員が参加しやすくなっています。出版社の側でも直接売り上げにつながったり、ユーザーの意見を聞けたりといったメリットがあるため、積極的に参加してもらっています。
事業継続の必要性	5	5	学校等において子どもの年齢や発達段階に沿った読書活動を行うためには、読書環境の整備を継続的に支援していく必要があります。これは、区や区立図書館が継続して実施していく事業として必要性が極めて高いと考えます。

(項目別評価基準) 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:極めて低い

総合評価	
一次評価 (所管課による自己評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	令和4年度からみなど図書館が指定管理者による運営に移行したことで、全図書館が指定管理者による管理となりました。 各地域を対象とした事業は、図書館で地域特性を生かした事業や取組を行い、各地域と各図書館の個性が発揮されることとなります。 全区、全保育園・全幼稚園・全小中学校・全高等学校を対象にした事業は、全区的な周知と全体調整等が必要であるため、区が直接行い、全図書館を統括していく必要があります。 このような力を結集し、全ての区立図書館の創意工夫によって区民が本に接する様々な機会を創り出し、生涯にわたる読書を推進していきます。
二次評価 (教育委員会による評価)	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止
	特に子どもにとっては、図書館にとりあえず行ってみることが読書のきっかけになることも多いので、学校図書館は大きな役割を持っています。 いい蔵書を備えて周知していくことが利用の継続につながり、本を選ぶために直接手に取る機会は重要なので、この事業は評価できます。 良書を選書する力量をそれぞれが備えることにより、全体のレベルアップにつながります。区立図書館職員の専門性を活用して選書や棚づくりを支援することが求められます。 情報交換から連携に発展すると、多様な年代や異なる立場の交流・連携がよい効果を生み出すことにもつながります。

(総合評価基準)

拡充：事業内容（規模や範囲等）の拡大や充実の必要性があるもの

継続：同様の事業内容で実施していくべきもの

改善：事業内容（規模や範囲等）の変更により、事業を見直す必要性があるもの

廃止：事業の必要性がないため廃止すべきもの

今後の取組の方向性
<p>各年代で図書に触れ合う機会を設けて子どもの読書活動を推進するため、次の取組を進めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校図書館等資料展示会を学校図書館関係者や施設の職員にとっての適切な資料選定の機会として活用できるよう、現行の幼稚園、保育園、小・中学校から参加対象の施設の拡大を図ります。また、参加対象に応じた展示資料の充実を進めるとともに、学校職員や施設職員の展示会への積極的な参加を働きかけます。 2 学校図書館等資料展示会において、参加した職員がそれぞれの実情に応じて資料を選定できるよう、地域の図書館を中心として職員同士の情報交換を更に推進し、連携につなげます。 3 学校図書館関係者と区立図書館との情報交換を中長期的な視点で継続します。調べる学習コンクール、中高生書評合戦等図書館事業の案内や、電子図書館を含む区立図書館の利用を働きかけるとともに、学校図書館、区立図書館それぞれの事業運営上の課題などを検証し、効果的な連携事業を検討します。

「学校図書館との情報交換の促進」に関する意見

評価委員名： 末松 裕基

・本事業は子どもたちの読書環境のみならず、教職員の教育環境や子どもたちの学習・生活環境の向上に非常に大きな効果を与えており、重要な取り組みだと高く評価できます。なかでも、選書についての助言が有効に活かされたり、学校図書館関係者が研修に参加し、力量を高めたりしている点が意義深いと思います。

・学校や区立図書館、民間企業、それぞれの間での課題認識の状況について、特に今後も意識の違いや問題把握の特徴などに注目して、情報交換や交流を深めていくことが必要になると思います。

・また、本事業が、子どもたちや各学校にどのような影響を与えているかについて、今後もアンケートやインタビュー等によって、実態把握や経年効果、事業運営上の課題などを検証していく必要があると思います。

評価委員名： 輿水 かおり

・子どもの思考力・判断力・表現力等の育成が強く求められています。これらの資質・能力の基盤は「言葉の力」だと考えます。図書館は言葉の宝庫です。港区の学校図書館は他の区市からも認められる充実ぶりです。子どもたちの学力を支えるという観点からも大変意義深いものと思います。

・本事業は、蔵書内容に現場の意向を積極的に生かそうとするもので、大いに評価するところです。子どもが実際に手に取る図書は、カタログからだけではわからない要素がたくさんあります。特に幼児期の物は手触り、発色、絵や文字の配列など、実際の「本」に触れて初めて評価できるものです。令和3年度は、従前の小・中学校に加え、幼稚園・保育園の職員にも対象を広げ、幼児期からの読書の楽しさに配慮しているところも大切な視点だと思います。

・令和4年度から全図書館が指定管理者による運営に移管したことは画期的なことですが、だからこそ、各図書館の地域特性に応じた独自の企画や運営の工夫を全区的なものにすることが必要です。各学校の生の声を図書館運営に生かし、各事業者の切磋琢磨を促す意味でも、学校図書館との情報交換を有意義に進めてほしいと思います。

評価委員名： 松尾 哲矢

・本事業は、幼稚園・保育園の図書担当や学校図書館関係者との情報交換を進めることによって、子どもの読書活動を支援、区立図書館での児童・中高生サービスの向上を図る取り組みであり、本の活用を推進するうえで重要な事業だと評価できます。

○そのうえで、以下のような課題があるように思います。

・学校図書館等資料展示会について

出版社、区立図書館、学校図書館、職員の皆さんが一同に会して新しい本の選書の機会が提供されることは、質のよい本の選定や効率的な運用という点からも評価できます。今後、高等学校や、大学の図書館等との連携も視野に入れて検討されるとより広がる動きになるように思います。

・全図書館が指定管理者による管理となることで、より効率的・効果的な運用ができるようになるものと評価できます。しかしながら、指定管理者となることで、それぞれの図書館の特色を打ち出すことには長けているという点は重要ですが、同時に、全館でのより緊密な連携と全体の質の向上を図る営みが今まで以上に重要になるように思います。

評価委員名： 鞍馬 裕美

・今年度は小・中学校に加えて幼稚園・保育園の職員にも対象を拡大しており、事業の充実が確認できます。

・学校図書館等資料展示会への出版社の参加は50を超え、施設の参加数は前年度の27施設から41施設に増加しています。しかし一方で、保育園と幼稚園は、初年度ということもあり、参加総数は10にとどまりました。保育園や幼稚園は小学校等に比べて人員も少なく、施設外で開催される展示会への参加も難しいことが予想されますので、今後は、より多くの施設の職員が参加可能な方法や場所の検討が必要になると考えます。

・区立図書館関係者と学校図書館の関係者との情報交換も非常に積極的に行われていることが認められます。その成果が、具体的にどのような形としてあらわれているのか、子どもやその保護者を含め、全区民にわかるように広報活動を進めていかれることを期待します。

資料Ⅰ 点検及び評価の経過

時 期	内 容	実施概要
令和4年7月14日（木）	第1回評価会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価委員の委嘱 ・ 評価対象事業の抽出 ・ 評価方法、スケジュールの確認
令和4年8月22日（月）	8月教育委員会臨時会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価対象等の審議（評価対象事業の決定）
令和4年9月15日（木）	第2回評価会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会事務局自己評価の提示、ヒアリング
令和4年12月8日（木）	第3回評価会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業に対する評価委員の意見の提示 ・ 評価委員と教育委員との意見交換 ・ 令和3年度点検及び評価に対するその後の取組の点検
令和5年1月11日（水）	1月教育委員会定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検・評価報告書(案)の審議
令和5年1月27日（金）	港区議会へ報告書を提出 区民文教常任委員会へ教育委員会における点検・評価について報告	

資料Ⅱ 評価委員

点検及び評価の実施に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図り、4人の評価委員から意見をいただきました。

氏名	役職
末松 裕基	東京学芸大学総合教育科学系准教授
輿水 かおり	一般財団法人言語教育振興財団理事
松尾 哲矢	立教大学コミュニティ福祉学部教授
鞍馬 裕美	明治学院大学心理学部准教授

資料Ⅲ 実施要綱

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

平成21年3月18日
20港教庶第1618号

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、港区教育委員会(以下「委員会」という。)が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、「港区基本計画」、「港区学校教育推進計画」、「港区生涯学習推進計画」、「港区スポーツ推進計画」、「港区立図書館サービス推進計画」及び「港区の教育」に掲載された主要施策及び教育施策上の重要課題とする。

(点検及び評価の実施)

第3条 委員会は、毎年度、前年度の前項に規定する事項について点検及び評価を実施する。

(評価委員の設置)

第4条 委員会は、点検及び評価の実施にあたり、教育に関し学識経験を有する者を評価委員(以下「委員」という。)とし、その知見の活用を図る。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者の中から4人以内を選定し、委員会が委嘱する。

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報告等)

第5条 委員会は、別記様式1により、点検及び評価結果の報告書を作成し、港区議会に報告し公表する。

(委任)

第6条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年3月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年10月12日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

<参考>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

区 の 木



ハナミズキ
ミズキ科
北米原産 外来種
落葉広葉樹

区 の 花



アジサイ
ユキノシタ科
日本（関東南部）原産
落葉広葉樹 1.5~2.0m



バラ
バラ科
日本、中国、欧州原産
常緑落葉低木つる



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号

2022186-7220

令和4年度（2022年度）港区教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度分）報告書

令和5（2023）年1月

発行：港区教育委員会

編集：港区教育委員会事務局教育推進部教育長室

港区芝公園一丁目5番25号

03-3578-2111（代表）



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。